



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
11 月 27 日
号 外 （ 1 ）
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成20年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月27日

滋賀県監査委員	佐 野 高 典
”	平 居 新 司 郎
”	山 田 実 雄
”	宮 村 統 雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
知事直轄組織	
秘書課	平成21年7月21日
広報課	平成21年7月21日
企画調整課	平成21年7月21日
防災危機管理局	平成21年7月21日
総務部	
総務課	平成21年7月31日
人事課	平成21年7月28日
財政課	平成21年7月28日
税政課	平成21年7月28日
自治振興課	平成21年7月31日
統計課	平成21年7月31日
検査課	平成21年7月28日
事業課	平成21年7月31日
県民文化生活部	
県民生活課	平成21年7月27日
男女共同参画課	平成21年7月24日
県民活動課	平成21年7月24日
県民文化課	平成21年7月24日
人権施策推進課	平成21年7月27日
情報政策課	平成21年7月27日

琵琶湖環境部	
環境政策課	平成21年 8 月 3 日
水政課	平成21年 8 月 3 日
琵琶湖再生課	平成21年 8 月 3 日
循環社会推進課	平成21年 8 月 3 日
下水道課	平成21年 8 月 6 日
森林政策課	平成21年 8 月 6 日
森林保全課	平成21年 8 月 6 日
自然環境保全課	平成21年 8 月 6 日
健康福祉部	
健康福祉政策課	平成21年 8 月 20日
健康推進課	平成21年 8 月 20日
元気長寿福祉課	平成21年 8 月 20日
障害者自立支援課	平成21年 8 月 20日
医務業務課	平成21年 8 月 24日
生活衛生課	平成21年 8 月 24日
医療保険課	平成21年 8 月 24日
子ども・青少年局	平成21年 8 月 24日
商工観光労働部	
商工政策課	平成21年 8 月 10日
商業振興課	平成21年 8 月 11日
新産業振興課	平成21年 8 月 10日
観光振興課	平成21年 8 月 11日
国際課	平成21年 8 月 10日
労政能力開発課	平成21年 8 月 11日
農政水産部	
農政課	平成21年 8 月 27日
農業経営課	平成21年 8 月 25日
畜産課	平成21年 8 月 25日
水産課	平成21年 8 月 25日
耕地課	平成21年 8 月 27日
農村振興課	平成21年 8 月 27日
土木交通部	
監理課	平成21年 8 月 17日
交通政策課	平成21年 8 月 17日
交通事故相談所	平成21年 8 月 17日
道路課	平成21年 8 月 17日
河港課	平成21年 8 月 17日
河川開発課	平成21年 8 月 21日
砂防課	平成21年 8 月 21日
都市計画課	平成21年 8 月 21日
住宅課	平成21年 8 月 21日
建築課	平成21年 8 月 21日
会計管理局	平成21年 7 月 24日

企業庁	平成21年 7 月 17 日
病院事業庁	
経営管理課	平成21年 7 月 23 日
成人病センター	平成21年 7 月 23 日
小児保健医療センター	平成21年 7 月 23 日
精神医療センター	平成21年 7 月 17 日
議会事務局	平成21年 8 月 11 日
教育委員会事務局	
教育総務課	平成21年 8 月 4 日
教職員課	平成21年 8 月 4 日
福利課	平成21年 8 月 6 日
学校教育課	平成21年 7 月 30 日
人権教育課	平成21年 7 月 30 日
生涯学習課	平成21年 7 月 30 日
スポーツ健康課	平成21年 7 月 30 日
文化財保護課	平成21年 8 月 4 日
埋蔵文化財センター	平成21年 8 月 4 日
琵琶湖文化館	平成21年 8 月 4 日
人事委員会事務局	平成21年 7 月 27 日
監査委員事務局	平成21年 8 月 10 日
労働委員会事務局	平成21年 8 月 11 日
収用委員会事務局	平成21年 8 月 3 日
警察本部	平成21年 8 月 27 日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

防災危機管理局

職員の不注意による交通事故（県過失割合100%）が発生し、1,150,634円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

総務部総務課

専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ583,606円増加し、4,678,936円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

総務部財政課

不動産売却収入において、平成21年5月末日現在、62,000,000円の収入未済が発生しているため、早期収納に努められたい。

総務部税政課

税務電算システム運用業務委託において、検査・検収が十分行われなかったため、自動車取得税の課税標準を確認するための照会システムに修正漏れがあったので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

県民文化生活部県民文化課

文化産業交流会館の目的外使用許可にかかる使用料収入については、平成21年5月末日現在、863,501円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

県民文化生活部情報政策課

扶養手当の支給において、扶養親族の所得の認定を誤ったため、平成16年1月から正当支給額を上回って支給され、445,362円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

健康福祉部元気長寿福祉課

平成20年度滋賀県地域ふれあい介護整備費補助金による補助事業において、補助目的を達成していない事例が認められたので、今後は適正な補助事業の執行に努められたい。

健康福祉部医務業務課

看護職員修学資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ550,470円増加し、11,085,859円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

健康福祉部子ども・青少年局

母子福祉資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,747,046円増加し、42,777,498円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

商工観光労働部新産業振興課

通勤手当の支給において、認定距離を誤ったため、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、224,000円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

農政水産部農政課

農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,055,000円増加し、31,270,786円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

農政水産部水産課

沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,787,000円増加し、26,468,951円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

土木交通部住宅課

公営住宅使用料等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,776,747円増加し、71,235,965円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

病院事業庁

平成20年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,286,812円増加し、78,385,958円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（成人病センター）

教育委員会事務局学校教育課

高等学校奨学資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ21,172,684円増加し、61,121,382円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

教育委員会事務局人権教育課

地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ11,148,971円増加し、57,042,889円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

警察本部

- (7) 放置違反金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,034千円増加し、20,053千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。（交通指導課）
- (4) 職員の不注意による交通事故が3件（県過失割合100%、80%）が発生し、保険を含めて1,247,899円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。（捜査第一課）
- (7) 職員の不注意により、中型車庫棟シャッターの損傷が発生し、966,000円が支払われている。今後は財産の適切な管理に努められたい。（警備第一課）

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（20件）

- ・調定もれがあるもの（人事課）
- ・県税、貸付金の償還金、使用料等について、収入未済の解消を求めるもの（税政課、森林政策課、健康福祉政策課、健康推進課、商工政策課、新産業振興課、砂防課、病院事業庁、教育総務課、スポーツ健康課、警察本部）
- ・貸付金の償還金、使用料等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの（事業課、循環社会推進課、元気長寿福祉課、障害者自立支援課、子ども・青少年局、商業振興課、河港課、病院事業庁）

(4) 支出関係（9件）

- ・支払いの時期が遅延しているもの（観光振興課）
- ・諸手当の支給を誤っているもの（検査課、環境政策課、健康福祉政策課、障害者自立支援課、交通政策課、病院事業庁）
- ・旅費の支給を誤っているもの（病院事業庁）
- ・契約期間内に事業を執行していないもの（防災危機管理局）

(7) 契約関係（5件）

- ・予定価格が適正に作成されていないもの（スポーツ健康課）
- ・随契理由およびその事務処理が適正でないもの（病院事業庁）
- ・見積書が適正に徴取されていないもの（スポーツ健康課）
- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの（病院事業庁）
- ・検査・検収が適正になされていないもの（防災危機管理局）

(5) 財産関係（3件）

- ・交通事故等の防止を求めたもの（循環社会推進課、畜産課、警察本部）

(7) その他（1件）

- ・各種手当の認定・確認事務の適正な執行を求めたもの（病院事業庁）

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成21年7月17日から8月27日までに実施した75機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

平成20年度に会計検査院が滋賀県に対して実施した会計実地検査分を含めて滋賀県が自主的に実施した内部調査の結果、賃金、旅費、物品購入にかかる需用費である事務費および会計外現金等において不正または不適切な会計処理事例が明らかになった。

財務会計事務の適正な執行は、公正な行財政運営のための基本的要求事項であるにもかかわらず、今回の一連の事態は、県に対する県民の信頼を大きく損なうこととなった。

今後このような事態を再び招くことのないよう、監査委員監査においては調査内容の充実強化に取り組んでいく所存であり、すべての執行機関においては県民の信頼を回復するための再発防止策に組織をあげて取り組むことにより、公正で適切な財務会計事務を執行されたい。

なお、個別の所属に対する意見は次のとおりである。

(1) 公用車事故への対応の見直しについて(総務部総務課、人事課、警察本部)

公用車による交通事故の発生防止については、機会あるごとに指摘・指導しているところであるが、依然として事故が後を絶たない状況にある。

事故の発生原因を分析してその結果を再発防止に生かし、また、日頃の安全運転励行の注意喚起を徹底するとともに、公用車の利用のあり方および管理監督を含めた事故に対する責任のあり方について検討されたい。

(2) 自律型人材育成制度の適確な運用について(総務部人事課)

職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、上司が職務を通じてその取り組みを支援し指導する「自律型人材育成制度」について、現状を検証し活性化を図られたい。

(3) 職員手当の適正な認定について(総務部人事課、教育委員会事務局教職員課)

職員に支給される諸手当については、認定を誤っていたために追給や返納を求めた事例のほか、過誤支給には至らなかったものの必要書類の点検など支給要件の確認が不十分な事例が見受けられた。

手当の事務処理に当たっては、新規の認定を厳正に行うよう指導することはもとより、認定済の事案についても定期的の確認事務における再点検を徹底するよう改めて各所属に対し指導されたい。

(4) 行政財産の有効活用について(総務部自治振興課)

市町村合併の進展に伴う県組織の再編や事務移管により、合同庁舎の一部で余剰スペースが生じている。

地方自治法の改正により行政財産の貸付が可能となり、県の「行政財産の貸付けに伴う取扱要領」の制定により、余剰スペースの活用の幅が広がられたので、庁舎利用の現状を精査し、有効活用を図られたい。

(5) 「低炭素社会の実現」に向けた方策の推進について(琵琶湖環境部環境政策課)

県は、温室効果ガス排出量削減に向け、滋賀県地球温暖化対策推進計画に基づく普及啓発事業や太陽光発電に係る導入支援等を行うほか、県庁地球温暖化対策実行計画に基づく行政の率先行動としての省資源省エネルギーの推進やハイブリッド車など環境対応仕様の公用車の導入等を進めている。平成20年3月に策定された「持続可能な滋賀社会ビジョン」では、西暦2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減とする目標が掲げられているが、この目標の実現に向け、行政、県民、事業者などあらゆる主体が自らの暮らしや事業活動など様々な分野にわたって積極的に関わり、取り組んでいける効果的な対策を総合的に推進されたい。

(6) 間伐の推進と琵琶湖森林づくり県民税の検証について(琵琶湖環境部森林政策課、森林保全課)

琵琶湖の水源かん養、県土の保全等、森林の有する公益的機能を発揮するためには、間伐の実施により森林を保全することが重要である。

間伐の重要性について広く理解を得ながら、その事業を推進していけるよう、これまでの間伐の実施状況を示した地図を公表し、あわせて間伐実施の全体計画および具体的な数値目標を設定した年次計画を示されたい。

また、琵琶湖森林づくり県民税は、「環境重視」と「県民協働」という新たな視点に立った森林づくりのための施策の財源として、平成18年度から導入され、3年が経過した。そこで、創設後3年間の森林づくり事業を検証し、今後の事業推進に向けた県民税の有効な活用方法について検討されたい。

(7) 県内商工団体の統合促進に向けた支援について(商工観光労働部商業振興課)

市町村合併が進み行政区域が広域化する中、同一市内において商工会議所および商工会が併存している事例や複数の商工会が存在している事例が見受けられる。

商工団体の統合は、団体の自主性に基づき行われるべきものではあるが、団体経営の効率化や団体に対する県の支援の効率化等に資するため、商工団体の統合促進に向けた支援を進められたい。

(8) 地域農業の維持・発展に向けた施策の推進について(農政水産部農政課)

効率的かつ安定的な農業経営や良好な農地の維持を図るためには、担い手の育成や耕作放棄地の解消に向けた取り組みが重要であり、市町や農業協同組合等関係機関との連携を図りながら、効果的な施策を進められたい。

また、平成21年6月に農地法が改正され、農地利用権の緩和など株式会社の農業参入について条件整備が図ら

れた。

工業・商業分野からの農業への参入を活かしつつ、農業の担い手育成など、商工政策担当部局との連携を図り、地域農業の維持・発展に向けた取り組みを推進されたい。

(9) 会計処理に対する審査指導の充実強化について（会計管理局）

会計処理の適正化については、これまで各般の対策が講じられてきたが、会計外現金等の不正・不適切事例の発覚を機に、改めて実効性のある対策が求められる。

については、県公金の出納審査を担当する会計管理局として、各執行機関に対する日常の審査指導や定期の会計実地検査、会計事務研修などのあり方を今一度見直し、適正な会計処理を確保する審査指導事務の充実強化を図られたい。

(10) 病院における契約事務の見直しについて（病院事業庁）

病院事業庁が運営する 3 病院においては、それぞれの病院が個別に随意契約を行っているものが見受けられる。病院事業庁として、より競争性、透明性を発揮すべく、一連の契約事務の見直しに取り組むとともに、共通する業務については、契約を一本化すること等により経費の節減や事務の効率化を図られたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年11月27日

滋賀県監査委員 佐 野 高 典
 " 平 居 新 司 郎
 " 山 田 実
 " 宮 村 統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	中央子ども家庭相談センター
監査執行年月日	平成21年2月10日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	児童保護措置費および児童福祉施設措置費に係る負担金収入については、収納に努力されているものの、平成20年12月末日現在の収入未済額（繰越分）は、前年同期に比べ1,415,583円増加し、30,890,666円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	負担金の未納保護者に対しては、毎月々、督促状を送付して納入を求めるとともに、収入担当職員や保護者担当の児童福祉司が、電話で連絡をしたり、家庭訪問を実施して督促を行った。 また、担当の児童福祉司が未納者である保護者を来所させ、必要な指導および支援を行う際は、予め両方で収入未済額や家庭状況を共有し、両者で面接を実施して納入の指導を行った。 新たに施設入所措置を行った保護者に対しては、負担金の納入義務について丁寧に説明を行い、指定日までに納入するよう理解を求めるとともに、納入方法として、口座振替を利用するよう協力を求める等、新たな収入未済の発生防止に努めている。 さらに、今後においては、施設入所措置児童の家庭復帰支援を重要課題として位置づけ、積極的、継続的に行うこととしており、これに係る保護者との関わりの中で、未納金の納入を求めていくこととした。

監査執行対象機関名	近江学園
監査執行年月日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	近江学園の利用に係る使用料等については、収納に努力されているものの、平成20年12月末日現在の収入未済額（繰越分）は、前年同期に比べ1,706,533円増加し、2,316,153円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済については、納入義務者に対する納付の督促を行った結果、平成21年3月末日までに121,405円、平

成21年8月末までにはさらに240,630円の収納を図った。

しかし、収納額の大半は1名の納入義務者によるものであり、他の納入義務者の中には納付書を紛失している者もいると思われることから、今後、納付書の再発行とあわせた文書による督促や電話、面談等による督促を行うとともに、平成21年1月19日付けで現金による収納も可能となったことにより、訪問徴収の実施も含め収納の促進に努める。

また、平成21年8月調定分から、新たに口座振替による収納方式を導入し、手続きを完了した6名の第1回振替については全員完済となった。今後、順次口座振替への変更を行い、納入義務者の利便性向上を図り、今後の収入未済の縮減や発生防止に努める。

監査執行対象機関名	甲南高等学校
監査執行年月日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	
<p>扶養手当の支給において、扶養親族の所得の認定を誤ったため、平成16年2月から正当支給額を上回って支給され、1,097,762円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>扶養手当の配偶者の認定において、事業所得の必要経費の判断を誤っていたものであり、平成16年2月から平成21年1月までの間に1,040,404円の過払いが生じた。</p> <p>速やかに扶養手当の再認定をするとともに、5年間遡り、過払いとなっている支給額の戻入措置を行った。</p> <p>平成20年度分176,611円（扶養手当130,000円、地域手当5,856円、期末手当40,755円）については平成21年2月分給与支給時に戻入手続きを行い、また、過年度分863,793円（扶養手当661,500円、地域手当19,314円、期末手当163,701円、勤勉手当19,278円）については納入通知書により平成21年6月30日に完納した。</p> <p>県公報に記載の金額と実際の戻入額に差があるのは、過年度分を再度計算した結果誤差が生じたものである。</p> <p>なお、今後の手当の認定および年1回の確認時においては、確認事務の手引きを参考に認定誤りのないように努めていく。</p>	

監査執行対象機関名	甲良養護学校
監査執行年月日	平成21年1月26日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	
<p>通勤手当の支給において、認定距離を誤ったため、平成15年4月から正当支給額を上回って支給され158,700円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>	
<p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p>	
<p>通勤手当の認定において、平成15年4月に通勤経路を変更していたにもかかわらず、変更の届出がされていなかったものである。従前の届けに基づく自動車使用による通勤距離30.4kmの認定のまま、6か月ごとの事後確認時にも本人からの申告を信用し、再確認を行っていた。この結果、平成15年4月から平成20年12月までの間に158,700円の過払いが生じた。</p> <p>職員から速やかに変更後の通勤経路による通勤届を提出させ、最短経路28.0kmで再認定するとともに、過払いとなっている支給額を5年間に遡り戻入の措置を行った。</p> <p>平成20年度分20,700円の戻入は、平成21年1月分給与支給時に戻入手続きを行い、また、過年度分117,300円の戻入は納付書により平成21年2月9日に完納した。</p> <p>なお、今後の通勤手当の認定および6か月ごとの確認時においても、変更等が生じる場合は届出を行うよう職員に周知をはかり、認定誤りのないよう努める。</p>	

監査執行対象機関名	大津警察署
監査執行年月日	平成21年2月13日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	

職員の不注意による交通事故（県過失割合100%）が4件発生し、保険を含め783,903円が支払われているほか、相手車両に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

- (1) 公用車事故の再発防止のため、毎朝礼時や毎月の全体会議等あらゆる機会を捉えて安全運転の徹底、同乗者の注意義務等の指導、幹部指揮による定期的な車両点検を実施して交通安全運転意識の向上を図った。
- (2) 大津市内自動車教習所での実践的車両訓練、若手警察官を対象としたオートバイ走法訓練、訓練指導者同乗による安全走行に関する個別指導を実施したほか、警察本部主催の公用車運転技能訓練に積極的に参加させて安全運転技能のレベルアップを図った。
- (3) 今後は、より一層徹底した指導、教養を行い、交通事故の再発防止を図るとともに車両の適正な管理に努める。

監査執行対象機関名	草津警察署
監査執行年月日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	職員の不注意による交通事故（過失割合未確定）が発生し、公用車、相手方車両および運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 交通事故の再発防止のため、朝礼時および全体会議において、交通課員による交通事故の原因分析から走法等についての教養を実施したほか、交通事故防止小集団検討会の開催や事故当事者による3分間スピーチを実施することにより、安全運転意識の向上に努めた。 (2) 職員の安全運転技能の向上を図るため、運転技能の優れた元白バイ隊員等を訓練指導者とした署独自の交通事故防止安全運転訓練で個々の運転技能をチェックするなど、具体的な改善指導を実施した。 (3) 平素から車両での出発時には、幹部職員が運転者および同乗者に対し、危険要因に配慮した指導を行うなど交通事故防止対策も実施している。 (4) 今後は、これらの事故を教訓として、職員に対する交通事故防止安全運転訓練の実施、警察本部が実施する警察緊急自動車運転技能訓練への積極的な参加を図るとともに、幹部による事故防止のための具体的な指導を行うなど安全運転の啓発活動を推進し、交通事故の再発防止と車両の適切な管理に努める。

監査執行対象機関名	長浜警察署
監査執行年月日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日
監査の結果	職員の不注意による交通事故（過失割合未確定）が発生し、公用車、相手方車両および運転者に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 職員による交通事故の再発防止のため、毎日、運行前点検を行い車両整備に努めるとともに、愛車意識の高揚を図っている。 (2) 毎週月曜日には幹部職員による車両一斉点検、毎週水曜日の朝礼時には、職員による「ヒヤリ・ハット体験発表」を実施し、安全運転意識の高揚を図っている。 (3) 職員に毎朝「健康チェックカード」を作成させ、当日の健康状態や前日の睡眠時間および飲酒状況等を幹部が把握して運転に支障がないかの判断を行っており、運転の危険要因を事前に排除することにより事故防止対策を実施している。 (4) 今後は、今回の事故を教訓として、幹部による事故防止のためのよりきめ細かな指導、注意喚起を徹底し、交通事故の再発防止に努める。

監査執行対象機関名	高島警察署
監査執行年月日	平成21年3月4日
監査結果報告年月日	平成21年3月24日

監 査 の 結 果

職員の不注意による交通事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて737,497円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

- (1) 交通事故原因の分析と再発防止のための対策等を検討し、幹部等による周囲の動静注意や悪天候時の安全運転等具体的な指導教養を徹底している。
- (2) 公用車を運転する機会の多い職員を、警察本部が実施する警察緊急自動車運転技能訓練等に積極的に参加させて基本認識と運転技能の習得を図るなど、交通事故の再発防止に努めた。
- (3) 車両点検実施の徹底と定期的に洗車させて公用車に対する愛着心を醸成するなどして、警察職員としての職責の自覚および交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の徹底及び車両の適切な管理を期すよう努めている。

監査執行対象機関名	畜産技術振興センター
-----------	------------

監査執行年月日	平成21年4月13日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成21年4月24日
-----------	------------

監 査 の 結 果

平成20年度および平成21年度警備業務委託にかかる入札において、最低入札価格が予定価格を上回り、本来、入札不調として取り扱うべきところ最低価格入札者に落札決定し、その後、最低価格入札者の入札額を予定価格以内となるよう変更させて契約を締結している不適正な事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

- (1) 警備業務委託契約のやり直し
当該業者と平成21年4月末日をもって現契約を解除する旨の契約書を締結し、改めて平成21年5月1日からの本業務の入札を平成21年4月27日に執行し、平成21年5月1日から平成23年3月31日までの契約を締結した。
この入札においては、「滋賀県物品買入れ等の指名競争入札執行要領」等を厳格に運用して、管理職、グループリーダーが立会し複数の職員によるチェックを行う等の改善を図った。
- (2) 再発の防止
平成21年4月23日に農政水産部が開催した本庁および地方機関の職員を対象とした、入札契約事務に関する研修会を受講し、改めて、入札に関する基本的な知識および今後の入札執行事務を修得し、今後入札事務が適正に実施されるようセンター内で周知徹底を図った。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成21年3月24日
-----------	------------

監査の意見

- (1) 中高一貫教育の充実について
本県では平成15年4月から豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性や創造性をのばす教育を進めるため、公立の中高一貫教育が導入され、平成21年3月で6年目が経過し、最初の卒業生を送り出すことになった。
そこで、これまで各学校現場において取り組まれた、学校行事や授業内容および学習指導のあり方等を検証し、所期の目的が達成されるよう、より一層中高一貫教育の充実が努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(河瀬中学校、守山中学校、水口東中学校、河瀬高等学校、守山高等学校、水口東高等学校)

これまでの各学校における取組みについて、中高一貫教育を導入した所期の目的に照らして成果や課題の検証を行った。

中高一貫教育を行う各学校においては、高校入試のないゆとりの中で、6年間の計画的、継続的な教育が可能であるという利点を生かし、学校独自の教科を設けるなど特色ある教育課程を編成して、ディベートや地域での取材活動に取り組んだり、実験や観察を豊富に取り入れるなど、多様な学習活動を展開してきており、このような特色ある教育活動を通して、さまざまな分野に関心を持つ、個性豊かな、創造性あふれる生徒が育つ

た。卒業生は、6年間の学習を通して将来の夢や生き方をみつけ、様々な分野に進んだ。

また、中学1年生から高校3年生までの幅広い学年の中で、学校行事や部活動をともにすることによって、先輩の姿に学び、後輩への温かい意識が生まれ、生徒集団の中心となって活動できる生徒が育つなど、豊かな人間性や社会性が一層育成された。

このようなことから、制度導入時に中高一貫教育のねらいとしてきたことは、ほぼ達成できているが、新しい学習指導要領のもとでの特色ある教育課程づくり、固定しがちな生徒集団や授業展開の方法などの課題もあることから、引き続きよりよいあり方を研究し工夫改善を図っていくこととしている。

監査結果報告年月日	平成21年3月24日
-----------	------------

監査の意見

(2) 警察官の人材育成について

近年、犯罪の認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪化や複雑化し、捜査環境も変化してきている。現場の各警察署においては、特にベテラン警察官と若手警察官との二極化が進み、早急な対策が必要なことから、独自の取組をされている警察署もある。

このような中、団塊の世代の大量退職時代を迎え、様々なノウハウを持った多くのベテラン警察官が退職していく現況を踏まえ、その貴重な経験や技能をいかに次代に伝えていくかが大きな課題となっている。

警察業務の円滑な推進のために、これまで培われてきたベテラン警察官の経験や技能を十分伝承されるよう努めるとともに、中堅および若手警察官の人材育成に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(各警察署)

- (1) 大量退職時代を迎えて、滋賀県警察が保有する警察力を、次代を担う警察官に確実に伝承する仕組みとして、伝承教養員に関する要領を定め、警察本部では所属ごと、警察署にあつては課毎に実務経験豊富な警察官を伝承教養員として置き、日常の職務遂行時や集合教養、研修会等の機会を利用して伝承教養を行っている。
- (2) 現場での対応能力を強化するため、捜査実務経験の少ない現場指揮官の指揮能力や若手警察官の職務執行能力を向上させる方策として、各警察署等にロールプレイング方式による届出の受理（事案の認知）、現場臨場、職務質問、擬律判断、制圧・逮捕、捜査書類の作成等の一連の警察活動を実施又は指揮する「実戦的総合訓練」を実施させている。
- (3) 所属に、社会生活の経験が浅く、かつ、警察での勤務歴の短い若手警察官が配置されたときは、必要な職務執行力を有する警察官を兄友に指定し、先輩職員として、若手警察官の警察官としての人格・識見を養うとともに同僚職員等との連帯感を醸成し適切に育成するため、一定の期間、個別に公私両面にわたり、必要な指導、助言等に当たらせている。
- (4) 今後は、これらの制度をさらに有効に機能させ、成果が上がるように指導・教養を徹底させていく。

監査結果報告年月日	平成21年4月24日
-----------	------------

監査の意見

(1) 試験研究事業費の確保に向けた歳入の拡充について

工業技術総合センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センターおよび水産試験場では、公設試験研究機関として、農水産業・商工業・サービス業等の産業振興を図るため、試験研究成果の活用や関連情報の提供、施設の利用、試験研究機器の貸与などを通じ、産業振興の支援に取り組んでいる。

近年の厳しい財政状況の中、これらの試験研究や機器整備に係る事業費の確保が年々困難となっており、今後とも本県産業振興の支援を推進するためには、事業費の財源となる歳入の拡充に向けたより一層の取り組みが必要である。

各研究機関においては、これまでの試験研究を通して培った知識・技術や所有する施設・設備をはじめ、あらゆる経営資源を有効に活用し、自主的な歳入の拡充を図るよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(工業技術総合センター)

当センターにおける経営資源には、おもに機器（ハード）と人材（ソフト）があり、これらを活用して開放機器使用料と外部競争的資金研究による自主的な歳入を得ている。

このたびの意見を受けて、自主的な歳入の現状と対策について改めて検討を行った。

開放機器については、使用料収入を財源として機器更新および修繕、精度維持を行っている。しかし、一般財源を使用しないため、維持管理のみで更新はほとんどできない状況である。その結果、機器の老朽化が進み、使用できない機器が増加し、使用料収入の拡充はもとより、現状の確保すら困難な状況となっている。そこで当面の対策として、県内企業の技術支援に支障が出ないよう、職員の日々のメンテナンスによる機器の延命化および機器利用マニュアルの整備等を進めて、より効率的に機器開放を行い、使用料収入の増加に努める。加えて、企業訪問による利用促進も積極的に行っていく。

また、外部競争的資金研究についても、研究員の人数に限りがあり 1 人の研究員が複数のテーマを研究していくことは困難であること、基礎研究、共同研究を行う経費と時間が不足し、件数の増加が困難な状況となっている。今後は、県重点施策、環境関連研究ならびに地場産業育成のための研究等に力点を置き、産学官連携を強化し研究レベルを向上することにより、研究費の確保に努めるとともに、研究成果を活用して引き続き県内企業の競争力を高めるよう努める。

(農業技術振興センター)

農業技術振興センターでは、常に農業者をはじめ県民ニーズの的確な把握および行政施策との整合性を図りつつ試験研究に取り組んできており、これまでの試験研究を通して培った知識・技術や所有する知的財産(新品種、特許等)等の研究成果は、普及組織を通じて無償提供することとしている。

試験研究費の確保においては、国の資金等(農林水産省や独立行政法人等から提供される外部競争的資金)の活用・獲得に向けた取り組みをすすめることとして、特に、今年度は次年度の外部競争的資金の獲得に向けて、関係する研究機関との連携を図りながら 6 分野の研究課題採択に向けた準備を始めたところである。

また、外部競争的資金の更なる獲得に向けた条件整備として、外部講師の招聘による内部研修や派遣研修の実施など研究職員の資質の向上に努めるとともに、外部研修や研究会への参加を積極的に進め、他府県の公設試験研究機関研究者との連携を図るための情報交換・情報収集の強化に取り組んでいるところである。

なお、試験研究の実施にともない得られる副産物(農産物)は、適正価格で販売することにより財産収入として予算確保に努めてきたところであり、今後も引き続き財産収入の確保に努めていく。

(畜産技術振興センター)

厳しい財政状況により年々事業費の確保が困難となる中、公設試験研究機関として畜産振興等の使命を遂行するため、平成 19 年度より和牛雌牛の飼養頭数の拡大に取り組んでいる。母牛の増頭により増産した子牛を県内肉用牛農家に譲渡して、本県特産「近江牛」の基盤拡大に資するとともに、収益性の高い和牛子牛の販売収入の増収を図ることにより事業費の確保に努めている。

歳出を抑制しながら増頭を具体化するため、既存の鶏や豚の飼養規模を事業量に応じて見直し、豚舎および鶏舎の一部を職員自らが牛舎への改修を行っている。今年度は改修牛舎に付属する運動場の造成を行い、和牛雌牛および子牛の飼養スペースの拡大に一層努力している。

併せて、高度かつ普及性の高い試験研究の実施に向けて、独立行政法人や他府県の公設試験機関、大学、民間企業等との共同研究の構築に努めているほか、県内の研究機関で構成する「琵琶湖と滋賀県の環境に関する試験研究連絡会議」を通じて、情報収集や共同研究の検討を行い、競争的研究資金の獲得を目指している。

(水産試験場)

歳入の拡充については、これまでの試験研究を通して培った知的資源等を活用して外部資金の獲得に努めているところであり、平成 21 年度に入り、新たに競争的資金の採択決定を得て、国の農林水産技術会議からは「水田の魚類育成機能を活用した水産業と農業が両立できる新たな魚類及び水稻栽培技術の開発」(県立大学、琵琶湖博物館、農業技術振興センターとの共同研究)および「セタシジミ仔貝の初期育成技術の開発」(水産総合研究センター日本海区水産研究所等との共同研究)、科学技術振興機構からは「セタシジミ稚貝の中間育成技術の開発」、「ホンモノの性制御メカニズムの解明」(長浜バイオ大学との共同研究)および「ピワマスの高機能性飼料開発」(県立大学、榊松屋との共同研究)の委託を受けることとなった。これらの受託により、当初予算に比べ約 1,800 万円の歳入の拡充を図ることができた。

今後も、当試験場で蓄積してきた研究手法や成果をベースに、他の研究機関や民間企業等とも連携し、積極的に競争的資金の獲得に努め、自主的な歳入の拡充を図りたい。